

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	危機管理課

契約業者名・住所	株式会社ドーン 兵庫県神戸市中央区磯上通二丁目 2 番 2 1 号 三宮グランドビル 5 階
工事等の名称	松戸市災害情報共有システムサービス利用
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	「情報処理」システム運用
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	月額 159,500 円（うち消費税及び地方消費税の額 14,500 円）
工事等の概要	災害時の情報等管理・共有サービス
随意契約の理由	「松戸市災害情報共有システムサービス利用」については、大規模災害発生時において、被害の発生状況や対応状況、避難所の状況、職員の参集状況等の必要な情報を正確かつ迅速に把握し、全庁的な情報共有を図ることにより、住民が安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的として、災害時の情報把握、管理、伝達機能を有するシステムとして令和 7 年 8 月から導入し、運用しているものである。 当該システムについては、令和 7 年 7 月 9 日に「松戸市災害情報共有システムサービス利用」に係る指名競争入札を実施した結果、株式会社ドーンが落札し、契約を締結した。その後、同社によりシステムの導入及び利用を開始して以来、大きなトラブルもなく、安定した稼働状況を維持している。 本業務に係る業者の選定にあたっては、システムの継続的かつ安定的な運用が求められることから、導入済みシステムの構成や運用状況、本市の災害対応への適合性等を踏まえた総合的な判断が必要となる。株式会社ドーンは、本市の求める目的に適合したシステムを導入し、これまでの運用実績及び検証を通じて本市の災害対応等を十分に熟知しており、引き続き本業務を履行させるに最も適した事業者であると認められる。

	以上のことから、本業務の性質及び目的は競争入札に適しないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、株式会社ドーンを契約の相手方として随意契約することが妥当かつ適法であると判断するものである。
--	---